

第四十七号議案

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二 六の項を削り、同表中七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、同表十の項を削り、同表中十一の項を九の項とし、十二の項を十の項とし、十三の項を十一の項とし、同表十四の項中「、豊洲二丁目」を削り、同項を同表十二の項とし、同表中十五の項から十九の項までを十三の項から十七の項までとし、同表二十の項中「品川区のうち」の下に「、西品川一丁目」を加え、同項を同表十八の項とし、同表中二十一の項から三十五の項までを十九の項から三十三の項までとし、同表三十六の項中「、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目」を削り、同項を同表三十四の項とし、同表中三十七の項から四十四の項までを三十五の項から四十二の項までとする。

別表第三 四の項中「、麻布台一丁目、麻布台三丁目、麻布十番一丁目、西麻布一丁目、六本木一丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木七丁目」を「、西麻布一丁目、六本木一丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木七丁目、麻布台三丁目、麻布十番一丁目」に改め、同表二十七の項中「目黒区のうち」の下に「、中目黒二丁目」を加え、同表四十の項中「、北沢二丁目」を削り、「南烏山四丁目及び砧八丁目」を「砧八丁目及び南烏山四丁目」に改め、同表四十七の項中「、野方三丁目」及び「、若宮三丁目」を削り、同表六十三の項区域の欄を次のように改める。

北区のうち、王子一丁目、
豊島二丁目、堀船一丁目、
岸町二丁目、中十条二丁
目、中十条三丁目、十条仲
原一丁目、十条仲原二丁
目、上十条一丁目、上十
二丁目、上十条三丁目、上
十条四丁目、神谷二丁目、
神谷三丁目、西が丘一丁
目、赤羽西三丁目、赤羽西
四丁目、志茂三丁目、志茂
四丁目、滝野川一丁目、滝
野川二丁目、滝野川三丁
目、滝野川五丁目、滝野川
六丁目、西ヶ原一丁目、西
ヶ原二丁目、西ヶ原三丁
目、西ヶ原四丁目、上中里
一丁目、上中里二丁目及び
上中里三丁目の各地内の区
域

別表第四 二十一の項中「第一種住居地域」を「第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域」に改める。

別表第五 六の項及び七の項を削り、同表中八の項を六の項とし、九の項を七の項とし、同表十の項区域の欄を次のように改める。

北区のうち、王子一丁目、王子二丁目、王子六丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、赤羽一丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目及び赤羽西四丁目の各地内の区域

別表第五中十の項を八の項とし、十一の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十	板橋区のうち、西台一丁目及び若木三丁目の各地内の区域	第一種中高層住居専用地域	十分の十五	第三種高度地区	(二)	四メートル
---	----------------------------	--------------	-------	---------	-----	-------

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

(提案理由)

用途地域等の変更に伴い、日影規制の対象区域等を改める必要がある。